平成２１年（フ）第１６９４号
仙台市太白区長町６丁目４番１―401号
債務者　吉田　君子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６９５号
仙台市太白区八本松１丁目13番11―505号
債務者　深水　重博
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６９６号
仙台市太白区富沢２丁目５番６号　第一橘ハイツ102
債務者　山根　美恵
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９１号
秋田県由利本荘市川口字家ノ後363番地
債務者　小松美喜子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第９３号
秋田県にかほ市平沢字琴浦58番地３
債務者　森　佐喜子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第８６号
福島県相馬市新沼字刈敷田20番地の５
債務者　高橋　保友
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第８８号
福島県相馬市坪田字御仮殿前108番地の４
債務者　木村千榮子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第９０号
福島県相馬市程田字潜石89番地の１
債務者　高木　政明
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第２４７号
茨城県常総市水海道山田町972番地
債務者　山本登美夫
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２７８号
茨城県下妻市平方237番地
債務者　谷中　正男
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３２０号
茨城県結城郡八千代町大字西大山400番地１
債務者　爲我井　茂
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３２２号
茨城県常総市相野谷町228番地
債務者　相澤　地惠
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３２６号
茨城県古河市西牛谷699番地　プレステージハイツＢ―102
債務者　寺嶋　　強
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１１０２号
千葉県市原市惣社３丁目９番地10　マルダイマンション202号
債務者　田中　圭一
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１７６号
千葉市花見川区千種町131番地11
債務者　宇野　　努
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１７７号
千葉市花見川区千種町131番地11
債務者　宇野　友恵
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１９８号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1547番地５
債務者　河口　敏幸
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係